

特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（案）

令和3年4月 福島県入札監理課

1 特例監理技術者及び監理技術者補佐について

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務となっていることから、建設業法の一部が改正され、監理技術者（注2）の専任緩和として、監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を現場に専任で置く場合には、従来現場に専任となるどころ、特例として現場を兼任する監理技術者（特例監理技術者）が配置できる制度が令和2年10月に創設されました。

2 特例監理技術者を配置する場合の要件

福島県発注工事において適用する場合の主な要件は、当面の間、次のとおりとします。

- 1 工事の金額の規模
予定価格が3億円未満の工事
- 2 工事の技術的難易度
総合評価方式の標準型（技術的工夫の余地の大きい工事）以外の工事
- 3 工事現場の範囲
同一建設事務所管内の工事
- 4 工事の品質の確保
低入札工事以外の工事
- 5 兼務できる工事現場の数
2件
- 6 監理技術者補佐
 - 主任技術者（注1）の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者等
 - 監理技術者補佐を専任で配置すること。

注1 主任技術者

工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者。主任技術者の資格を有する者は、高等学校指定学科卒業後5年以上等の実務経験者や、二級施工管理技士等の国家資格者等。

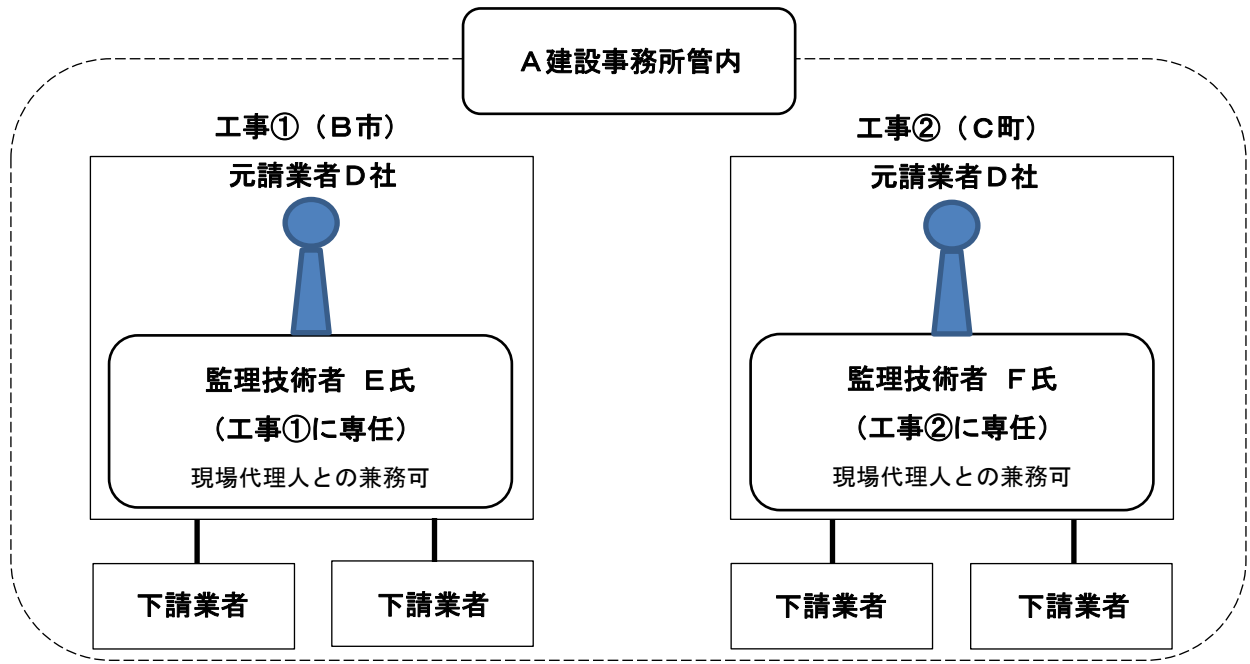
注2 監理技術者

工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者で、下請契約の請負代金総額が4,000万円以上（建築一式工事は6,000万円以上）になる場合に、主任技術者に代えて現場に専任で配置される。下請業者を適切に指導、監督するという総合的な役割も担う。監理技術者の資格を有する者は、一級施工管理技士等の国家資格者等。

3 適用年月日

令和3年6月1日以降に入札公告する工事から適用予定

現行



導入後

